

凡例
時日時
場所
集集合
対象
定員
費用
内容
講師
保一時保育
縮切日
申し込み
問問合先
HPホームページ
Eメール

江東区物価高騰重点支援給付金



▲区ホームページ

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して物価高騰重点支援給付金事業を実施します。

①住民税非課税世帯

▶給付対象

基準日(令和5年6/1)において江東区の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

▶申請方法

- 令和5年1/2以降の転入者がいない世帯
区から対象世帯の世帯主に対して、7/3(月)以降に申請書等を発送します。要件を確認のうえ、郵送で提出してください。
- 令和5年1/2以降の転入者がいる世帯
区から対象となり得る世帯の世帯主に対して、7/7(金)以降に申請のご案内を発送します。給付対象ではない世帯にも届きますので、給付対象となる場合のみ、郵送で提出してください。



送付される封筒

②家計急変世帯

▶給付対象

①の給付金の対象外であるが、予期せず家計が急変し、令和5年度分住民税が課されている世帯員全員のそれぞれの「令和5年1月から8月の任意の1か月の収入を12倍した額」または「年間の所得見込額」が下表の住民税非課税(相当)水準以下である世帯
※申請時に江東区の住民基本台帳に記録されている必要があります。

▶申請方法

区ホームページから申請書類を入手し、その他必要書類とともに、〒135-8383区役所生活支援臨時特別給付金担当へ郵送で提出してください。
※区ホームページから申請書類の入手が困難な方は、区コールセンターへご連絡ください。

▶申請受付開始日 7/3(月)

住民税非課税(相当)水準

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額	所得額
単身または扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している	305.7万円	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用	204.3万円	135.0万円

申請期限

令和5年9/29(金)消印有効

▶給付額

1世帯につき3万円
(①と②の重複受給はできません)

▶受給権者

給付対象世帯の世帯主の方

▶支給方法

原則として申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振り込みます。申請から振り込みまでは1か月程度かかります。

配偶者やその他の親族からの暴力などを理由に江東区に避難している方や措置入所等児童については、独立した世帯とみなします。詳細は区ホームページをご覧ください。

▶申請書の提出はお早めに

郵便の消印日が令和5年9/30(土)以降の場合、給付金を受け取ることができなくなります。お早めに提出してください。締切日に発送する場合は、郵便局で消印を受けてください。

▶給付金を装った詐欺に注意

ご自宅に区から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。給付金の支給等を装った「振り込み詐欺等」にご注意ください。

お問い合わせ

江東区物価高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-876-320

(開設期間 7/3(月)~9/29(金)8:30~18:00※土・日曜、祝日を除く)

後期高齢者医療制度 保険料額決定

7月18日(火)にお知らせを発送

令和5年度の後期高齢者医療保険料のお知らせを7月18日(火)にお送りします。送付書類は次のとおりです。

- ▶特別徴収(年金引き落とし)・口座振替の方
- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書
- 納付書払いの方
- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書
- 7・9月期の納付書
- ※10・12月期の納付書は10月中旬、翌年1・3月期の納付書は1月中旬にお送りします。
- ※口座振替に切り替わる方には振替が可能となった月にお知らせをお送りします。

「特別徴収とは」
4月・翌年2月まで年6回の年金支給月に年金から保険料を差し引くことで納める方法です。

「普通徴収とは」
年間保険料を7月・翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。保険料は被保険者と世帯主の所得を基に決めています。所得が一定以下の場合、保険料が軽減されます。所得の申告をしていないと軽減できないため、税金が非課税の方でも所得の申告をお願いします。保険料の算定方法等の詳細は、お知らせに同封のパンフレットをご覧ください。

なお、令和4年度まで実施していた新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度は終了しました。

☎(3647)8520
☎(3647)8443
FAX(3647)8443

江東区政世論調査にご協力を

対象者(無作為抽出)へ調査票を送付いたします。

区では、区民の皆さんから区政に関するご意見を伺い、今後の施策に生かすため、世論調査を1年おきに行っています。昭和48年から実施しており、今回が26回目になります。

対象となった方へ、区が委託した調査機関から事前に予告はがきを送付後、調査票をご自宅にお送りします。ご協力をお願いします。

【調査期間】
7月12日(水)~8月7日(月)
【対象】区内在住で18歳以上の方の中から無作為抽出で選ばれた方3,000人

☎(3647)2364
☎(3647)2364
FAX(3647)9635

江東区マイナンバーカード
コールセンター

8:30~20:00 土・日曜、祝日も実施

☎0570-04-5010、FAX5690-5659 ※IP電話などをご利用の場合は☎5690-5621